

海陽町第2期教育振興計画

平成28年3月25日

海陽町教育委員会

海陽町教育振興計画（第2期）

第1章 海陽町教育振興計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成18年（2006年）3月31日に旧三町が合併し海陽町が誕生して10年を迎えました。第1期海陽町教育振興計画が策定されてからも5年が経過しました。

今日、諸情勢は著しく変化しており、経済のグローバル化、少子高齢化、情報化社会の進展、価値観の多様化など、先行きが不透明な社会に移行していています。

教育においても、いじめや人権問題、学ぶ意欲の低下、養育力の低下など数多くの取り組むべき課題が挙げられています。

こうした状況の中で、持続可能な社会を実現するためには、教育のもつ力により「人に絆と活力」を生み、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤としていくことが大切であることを改めて認識する必要があります。

海陽町教育委員会では、「教育基本法」「国の第2期教育振興基本計画」「徳島県第2期教育振興計画」を基本とし、「海陽町総合計画」を踏まえながら、海陽町の教育施策を総合的、計画的な視点に立って推進していくための指針として、「海陽町教育振興計画（第2期）」を策定するものです。

2. 基本的性格

本計画は、海陽町の教育の振興に関する施策を総合的、計画的に推進していくための基本的な方針や取り組みを示すものであり、国や県の教育振興計画を参考にし、海陽町の実情にあった教育振興計画として作成するものです。そして、教育基本法第17条第2項に基づく「市町村教育振興基本計画」に該当するもので、海陽町教育委員会が自主的に策定する計画です。

また、本計画は本町関連部局との協議を重ねて策定したものであることか

ら、平成27年度から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年6月20日公布）において地方公共団体の策定義務となる「教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」に該当するものです。

3. 計画の期間

この「海陽町教育振興計画（第2期）」が対象とする期間は、平成28年度（2016年）から平成32年度（2020年）の5カ年とし、計画の推進にあたっては、社会・教育情勢の変化等を踏まえながら柔軟に実施していきます。（状況によっては内容の改善を図りながら実施していきます。）

第2章 基本構想

1. 社会状況の変化と教育の課題

わが国の教育を取り巻く問題は日々変化し、特に、少子高齢化の進行、高度情報化の進展、グローバル化の進展、ライフスタイルの変化と価値観の多様化、自然災害への対応、などが深刻な課題となっています。

このような変化は、本町においても影響は大きく、状況の変化を見据えた上で、教育とのかかわりを整理し、適切な対応を図っていく必要があります。

（1）少子高齢化の進行

海陽町における少子高齢化の進行は急速であり、すでに深刻な問題となっています。

核家族化や少子化により、家庭や地域において、異年齢の人間とふれあう機会が減少してきています。

（課題）

多様な人間関係の中で、子どもたちの社会性を育むことが求められています。

併せて、超高齢化社会の中であって、高齢者が「生涯現役」として充実した生活を送るとともに、子どもたちに知識や技能を伝えることができる環境も必要となっています。

(2) 高度情報化の進展

情報通信機器を介してのコミュニケーションは利便性の向上と無限の可能性を秘める反面、相手の存在の希薄感から、人間関係を築きにくいということも指摘されています。

情報通信機器を使ってのいじめも問題化しています。

(課題)

情報モラル教育を通して人権意識を高めていくことが必要となってきます。あふれる大量の情報の中から自分にとって価値ある情報を取捨選択する能力の育成が求められています。

(3) グローバル化の進展

ICTの進展や交通網の発達により、人やものなど大量の情報が国境を越えて自由に往き来できるようになってきています。グローバル化が急速に進んでいます。

(課題)

様々な人と共に生きていくためには、多様な文化を理解し、互いの人権を尊重することができる資質や態度の育成が必要となっています。

コミュニケーションを図り、互いを理解するためには、英語教育をはじめ国際理解教育を推進するとともに、その基礎となる国語力の向上も重要となっています。

(4) ライフスタイルの変化と価値観の多様化

価値観の多様化は、趣味・嗜好の分野に限らず、家族形態や就労形態など、ライフスタイル全般に及び、自由志向が高まっています。これらは個々に合った生き方を選択することを可能にしています。

一方で、子どもたちの生活習慣の乱れや体力・運動能力の低下などへの影響も指摘されています。

(課題)

子どもたちの健やかな成長を育むためには、基本的な生活習慣の確立や体力等の向上に取り組む必要があります。

また、全ての人々が、個々のライフスタイルや価値観にあわせて多様な学習活動を継続していけるような生涯学習社会の実現が求められています。

(5) 自然災害への対応

地球温暖化や気候変動による大雨・暴風、また、近い将来発生が懸念される南海トラフの巨大地震及び直下型地震など、自然災害が生活を脅かす問題として深刻化しています。

(課題)

一人ひとりが豊かな自然環境を大切にすることを育むとともに、防災・減災の意識を高め、主体的に判断し行動できる「生き抜く力」を育むことを念頭におき、常に防災教育の充実と防災体制の整備を図っていくことが喫緊の課題として大変重要となっています。

2. 基本理念

「計画的、系統的な人間形成活動としての教育の創造」

第1期海陽町教育振興計画の教育理念を踏まえ、かつ、国や県が定めた基本理念を十分に尊重し、次の3つの理念を定めます。

- (1) 生涯にわたって、それぞれの発達段階や個性・能力に応じた学習に主体的に取り組める人を育成します。
- (2) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身につけ、社会に対応してたくましく生きる人を育成します。
- (3) 先人が築きあげてきた伝統文化を伝承し、新たな地域文化の担い手となる人を育成します。

(参考 国)

- ：知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成
- ：公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成
- ：我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成

(参考 県)

：地域とともに、新たな価値を創造し、未来を切り拓く人を育てます。
：郷土への誇りと国際的な視野を持ち、社会に貢献する人を育てます。

《教育基本法》第17条の2

：地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3. 基本方針

基本方針 1

社会全体で子どもたちを育てる地域協働体構築の推進

* 地域全体が本町の子どもや学校に関心を高め、開かれた学校とともに地域力の積極的な関わりを強めます。その中で、地域を愛し、地域に誇りをもった活力ある子どもが育つ地域協働体（スクールコミュニティ）構築を推進します。

《推進施策》

- (1) 「海陽の子ども応援団（仮称）」の推進体制の充実
- (2) 「3館協働」（文化館・博物館・図書館の協働）による地域力の向上
- (3) スポーツ少年団、社会体育それぞれの連携の推進
- (4) 家庭の教育力の充実

基本方針 2

主体的に学び合う「たくましく生きる力を育てる」学校教育の充実

* 主体性を高めることは普遍的な教育の課題であり、特に本町の子ども達にとっては重要な課題であります。学校教育全ての活動において、このことをしっかりと踏まえて取り組むことを推進します。

《推進施策》

- (1) 主体的に学び合う授業の展開に努め、たくましく生きるための「確かな学力」の向上
- (2) 3館協働（文化館・博物館・図書館の協働）による連携した活動や社会教育と学校教育の連携による地域力活用の推進
- (3) 小規模化やグローバル化にともない、各学校の特色を生かした教育、幼・小・中・（高）の縦・横の連携を生かしての交流学习によるグローバル化の推進
- (4) 特別支援教育を指導方法の根底に据え、教師の資質の向上
- (5) 子どもたちが心身ともに豊かでたくましく育つ保健・体育指導の充実
- (6) 主体的に判断し行動できる「生き抜く力」を育む防災教育の徹底

基本方針 3

生涯にわたり楽しめる、生涯学習・生涯スポーツの振興

*文化館・博物館・図書館の3館協働、また、公民館活動に対して、町民が主体的に取り組める多様な学習の提供に努めます。また、生涯にわたって関わるができるスポーツ・レクリエーション活動の普及に推進します。

《推進施策》

- (1) 3館協働を中心とした生涯学習の推進
- (2) 生涯学習・生涯スポーツに対する環境の充実
- (3) 子どもから高齢者まで、気軽に参加でき、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる体制の充実
- (4) 社会教育と学校教育との連携の推進

基本方針 4

一人ひとりを尊重する人権教育の推進

*あらゆる人権問題に対して、一人ひとりの人権の高揚を図りながら人権教育を推進します。特に学校教育においては、「いじめ問題」「防災問題」での視点からも人権尊重の意識の向上を図ります。

《推進施策》

- (1) 社会教育全体を通して、人権に関する多様な計画性のある学習活動、啓発の推進
- (2) 学習者の自己教育活動、意識変革に繋げる指導者の拡充
- (3) 学校教育を通して、知的理解だけではない態度化・行動化に現われる人権意識の育成
- (4) 人権尊重を基盤とする学習環境の整備
- (5) 指導内容や方法についての工夫・改善を図ることができる指導者の資質の向上

基本方針 5

郷土の遺産である文化財の保存と活用の推進

*文化財は、地域の歴史や文化の理解に欠くことができない貴重な財産であるとともに、将来の地域づくり・人づくりの一つの核となるものであり、次世代に大切に継承していく必要があります。そして、本町の特色である素晴らしい自然や豊かな人間性を歴史とともに、その認識を深めることを推進します。

《推進施策》

- (1) 文化財を魅力的にわかりやすく、まちづくりや地域の活性化にかしていくための効果的な活用内容の整備
- (2) 多くの住民が、とくに子どもたちが郷土の良さに対する理解を深め継承・発展に繋げるふるさと学習の推進
- (3) 文化財に主体的に関わり、身近に感じ、魅力を広げる活動の推進
- (4) 様々な文化的な要素を持つ各施設や各文化財との連携
- (5) 魅力をより理解するための新たな研究の推進

基本方針 6

社会の変化に対応する教育の推進

* 今後急速な社会変化の中で、十数年後には今の仕事の6割以上が消えてなくなり、新しい工夫、発想のもとでのたくましい生き方、対応が迫られるようになると予想されています。このような課題を認識し、その変化に対応できる教育が実践できる教育指導者の資質向上や教育環境の充実を推進します。

《推進施策》

- (1) ICT環境の整備を進め、児童生徒の情報活用能力の育成や情報モラル教育の推進
- (2) 小学校の外国語活動・英語科から中学校英語科の連携を中心とした英語教育全体の抜本的な充実、強化
- (3) 学校の教育活動全体を通じて行う「働く」ことへの関心・意欲を高めるためのキャリア教育の推進
- (4) 年々加速する環境問題に関心を持ち、課題解決に向けた環境教育の推進
- (5) 今後の社会の変化を見据え、それに対応する教育が展開できる教員の資質の向上

4. 海陽町教育重点施策

海陽町として実現すべき教育の姿を見据えた上で、今後数年において、総合的、かつ計画的に取り組む重点施策を明示し、その達成に向けて努力をしたいと思います。

(1) 教職員の資質の向上

- ① 特別支援教育を根底に据え教師力の向上を図る。
- ② コンプライアンスの徹底を図り、不祥事根絶に努める。
- ③ 魅力ある学校教育、教員の育成に努める。

(2) 学校教育環境の整備

- ① ICT教育環境の整備に努める。

- ②少人数を生かした特色ある教育環境づくりに努める。
- ③中学校部活動運営の整備に努める。

(3) 地域教育力の整備

- ①町・地域全体で子どもを育てる体制づくりを推進する。
- ②スクール・コミュニティー（学校から地域へ）の促進を図る。
- ③家庭教育の向上に努める。

(4) 社会教育の充実

- ①主体的な社会教育の推進に努める。
- ②生涯学習文化、生涯スポーツの振興に努める。
- ③学校、家庭、地域の相互連携に努める。

(5) 防災教育の徹底

- ①自然・社会的災害に対する学校防災計画の随時見直しを図る。
- ②防災教育と人権教育やふるさと学習を横断的に推進する。
- ③学校防災計画と地域防災計画の連携を図る。

5. 教育施策の推進体制

(1) 町民参加による計画推進（連携・協力）

教育は、学校・保護者・地域住民・町教育行政他関係機関など、社会を構成する人々がそれぞれの役割を担いつつ、互いに連携・協力しながら主体的に関わって、はじめて実のあるものになります。

海陽町教育の振興と着実な発展を願って、この「第2期海陽町教育振興計画」を策定いたしました。

今後、町民一人ひとりに「海陽町教育振興計画」の内容の周知・啓発を図るのは言うまでもありません。そして、町民がそれぞれの立場で教育振興に参加する意識を高めていかななくてはなりません。それとともに「教育振興」に向けて推進体制を確立し、計画推進を目指してまいりたいと思います。

(2) 計画の推進と反省

本計画に示した方向に沿った施策を総合的かつ具体的に推進していくう

えで、教育委員会が総合調整機能を発揮し、町長部局も含めた各関係部課、関係機関との連携・協働を促進することが重要となります。

また、個別の施策実施にあたり、学校、地域及び家庭の役割を明確にするとともに、相互の活動がより効率的・効果的に推進されるよう努めます。今回の計画は、今後5年間の取り組むべき方向性について示すものであることから、本計画に基づいて本町の教育の振興に取り組みます。

しかし、一方で、急速に変化する社会情勢のなかで、対応すべき教育課題も日々刻々と変化していくことが見込まれます。そのため、この計画の期間内においても、毎年度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく点検評価を行う中で、必要に応じて適時適切に新しい教育課題に対する検討を進めます。

そして、町民の皆様のご意見を取り入れながら、計画の練り直し、そして、それに基づく的確な対応を行っていきたいと考えております。

第3章 参考資料

1. 海陽町教師5則

1. 教師は、子どもに「命の大切さ」を教える。

防災意識や防犯意識を育てると同時に、「ひとの命」は「自分ひとりの命」ではなく、長い人々の歴史の延長に「今の自分の命」があること、多くの人々に支えられて「今の自分の命」があることを教えなければならない。すなわち「『縦』の継続」と「『横』の連携」の交差したところに、かけがえのない「今の自分の命」があることを教えなければならない。

2. 教師は、子どもに「人間性」を築く。

「人間性」は、「人間（じんかん）性」である。生まれたままの「ヒト」から、人と人の関係を知る「人間」へ育てるのが教師の仕事である。「人間性」は育てるものではなく、築くものである。

3. 教師は子どもに「規範」を育てる。

「連帯」は、「規範」に先立つと言われる。人々に「連帯感」がなければ、個々人に「規範意識」は生まれない。生まれたとしても機能しえない。「社会性（連帯感）」の上に「規範」が築かれる。その逆ではない。

4. 教師は、子どもに「学習意欲」を育てる。

子どもの「学習意欲」は、自然に生まれるものではなく、教師が導き出してやるものである。

「社会性」は、子どもが社会で生きていくための「規範」と「知識」のことである。論理や道徳のものは、規範意識である。

「社会性（連帯感）」から「規範」が生まれ、その上に「知識（人智）」が重なり、「人間性」が築かれる。

この行程のなかで、子ども達は学習を続ける。その土台が「学習意欲」である。

5. 教師は、学び続けなければならない。

教育とは、「学び方」を子どもに教えることである。子どもは、学び続ける教師の姿勢から「学び方」を学ぶのである。

2. 海陽町教育委員会津波3原則

大津波 必ず来るぞ 覚悟持て
わが命 自分で守る 自覚持て
何よりも まずは避難の 構え持て

3. 計画的・系統的な『人間形成活動』としての教育の創造

--第1期海陽町教育振興計画（2海陽町の教育基本構想（1）基本理念）参考

○「ヒト」から「人間」へ

教育とは原理的には、計画的・系統的な「人間形成活動」であるといえます。そしてその前提として、「人は在るものではなく、成るものである。」という人間認識を持つ必要があります。

人は、他の動物のように、生まれたまま、そのまま成長して自然と一人前になるわけではありません。生まれたままの「ヒト」は、笑いや怒り、悲しみ、喜びといった「感性」は持っているけれど、過去を振り返ったり、未来を予測したり、現在の間人間関係を考えたりする原点である「自我」は持っておりません。その「自我」を育てるには、そこに必ず何らかの意図的・計画的・系統的な働きかけが必要になります。その意図的・計画的・系統的な働きかけ、すなわち「人間形成活動」が「躰」や「教育」なのです。

人はまず初めに笑いや怒り、悲しみ、喜びといった感情を身に付けます。その感情は、英語で言う「エモーション（情動）」に当たります。それは人々の無意識な感情です。それに対して、人々の意識に登ってくる感情を、英語では「フィーリング（感性）」と言います。それは何かを見て美しく感じたり、逆に醜く感じたりする「感性」です。この「感性」のもと、自然との交わりの中で醸成されます。「情動」「感性」の次に、人が身に付けるのが理性としての「自我（理性）」です。人の「自我（理性）」は、人と人との交わりの中で育まれます。

人は生まれてすぐに無意識の「情動」を身に付け、その次に意識としての「感性」を身に付けます。そしてその延長として、理性としての「自我」を育てるのです。「人間形成活動」の、この計画的・系統的な営みこそが「躰」であり「教育」なのです。「『ヒト』から『人間』への教育」というのは、その象徴的な表現です。

※【生物学に「個体発生は系統発生を繰り返す」という基礎理論がある。これは例えば、人で言えば人が体内で生を与えられ、誕生し、成長し、一人前の人間になるという「個体発生」は、人が生物の種として進化してき

た過程（これを「系統発生」という）を辿るという理論である。そのことが端的に現れているのが、脳の構造である。脳の構造は、三層になっているという。脳の中央部の第一層には、呼吸系や循環系の反射など生命を維持する脳幹（爬虫類の脳）があり、第二層には、生きる力（本能）を担う古い皮質（初期のほ乳類の脳）がある。そして一番外の部分が第三層で、そこには、周囲の環境により適応するために発達した新しい皮質がある。脳の各層は、中心から順に進化したのである。「ヒト」は新しい皮質が特に発達し、知性や理性を生み出し「人間」になったのである。

この脳の進化に沿った教育というのが、ここで主張する「計画的・系統的な『人間形成活動』としての教育である。】

（１）人の「心」の成長過程

《第一期》（乳幼児期）・・・「かけがえのない自分」を感じる。

だいたい3歳ぐらいまでの時期です。脳の「情働系」期間が活性化し、生まれ持った感性が、環境によって目覚める時期に当たります。親の絶対的な愛や美しいものに触れさせる必要があります。特に「母子の親和力」が重要です。赤ん坊にとっては、母親が世界の全てなのです。空腹を満たし、抱きかかえてくれる母、やさしくほおずりし、子守歌を唄い、添い寝をしてくれる母、赤ん坊にとっては全世界なのです。母親の庇護のもと、赤ちゃんは「全能感」※【幼児期に「自分は何でもできる。誰よりも偉いと感じる」感覚】を生み出します。そしてそれが「かけがえのない自分」の支柱になるのです。

換言すれば、二人関係（基本的には母と子の関係）にある自分が「かけがえのない自分」の原点だといえるでしょう。

この「かけがえのない自分」が第二期以降の教育の基盤になります。

《第二期》（幼稚園・小学校・中学校前半）・・・

「大勢の中の自分を知る」

だいたい3歳ぐらいから13歳ぐらいまでの時期です。脳の「前頭前野」※【脳の脳皮質の一部である。前頭前野が、人の「知性」や「理性」を司るのである。】が担う「知性」が発達していく時期に当たります。したがって、「前頭前野をどう活性化するかが重要となるわけです。」基本的に

は、この時期以降に計画的な教育が行われます。

この時期の教育の本質は、生まれたままの「ヒト」から、知性を持った「人間」になるための訓練をする計画的・系統的な教育の始まりだと捉えることにあると言えます。感性と知性を調和させ「客我」※【「自我」には「客体的自我（客我）」と「主体的自我（主我）」の二つがある。前者は「大勢の中の自分を自覚する能力」であり、後者は「自分らしい自分を模索する力」である。】を育てていく教育の始まりだと捉えることができるでしょう。

母親との関係で言えば、このころから「母子分離」が始まります。先の表現で言えば、二人関係にある「かけがえのない自分」から、3人関係（3人以上の人間関係も含めて）に広がった自分、すなわち「大勢の中の自分」へと成長を始めるということになります。

すなわち、なんでも望みを叶えてくれる、世界の全てであった「母」から、家族の一員としての母（イメージの母）への変化が起きるのです。自分と一体（二人関係）であった「母」からだんだんと分離し、母は自分だけの母ではなく兄弟にとっても母親であることを理解し、自分は複数の関係（三人関係）の中に置かれた一人にすぎないという現実を次第に理解していくのです。優しい母の「イメージ」を自分の中に焼き付けながら、心の中の「母」という自己対象を育てていき、「大勢の中の自分」を自覚していく、これが「母子分離」です。この母子分離の中で、「イメージとしての母」が十分に育っていなければ人は自分を支えてくれるものがないために、大きくなってその孤立感の中でいろいろな問題行動を起こすことが危惧されます。

ただ、「イメージの母」を心の中に育てるためには、それ以前にスキンシップを伴った母との実態としての関わりがなければなりません。すなわち第一期において二人関係の中の「かけがえのない自分」を包んでくれる母を体感していなければ、「母のイメージ」を心の中に育てようにも、その手掛かりがないわけです。

この母子分離が始まるのが、4歳ころからだと言われています。当然、この時期に重要になってくるのが、父親の存在です。世界の全てであった

母親から分離し、「大勢の中の自分」を自覚するには、その自己中心性や「全能感」を否定する父親の存在が必要になってくるのです。

さらにこの時期の子どもの認識の発達状況を見ると、ちょうど10歳ころに大きな変化が現れます。それは、「10歳の山」と呼べるほどの大きなエポックポイントです。この「10歳の山」を重視すると、この第二期は前半と後半に分けることが必要になります。脳科学的に見ても、このころに脳の神経回路は大きな変化を見せると言われています。

このころから子どもは、単なる自己主張だけでなく、他者との関係において、自己を認識できる客観性を持ち始めるのです。

《第三期》（中学校後半以降）・・・・・・・・

「自分らしい自分」を模索する。

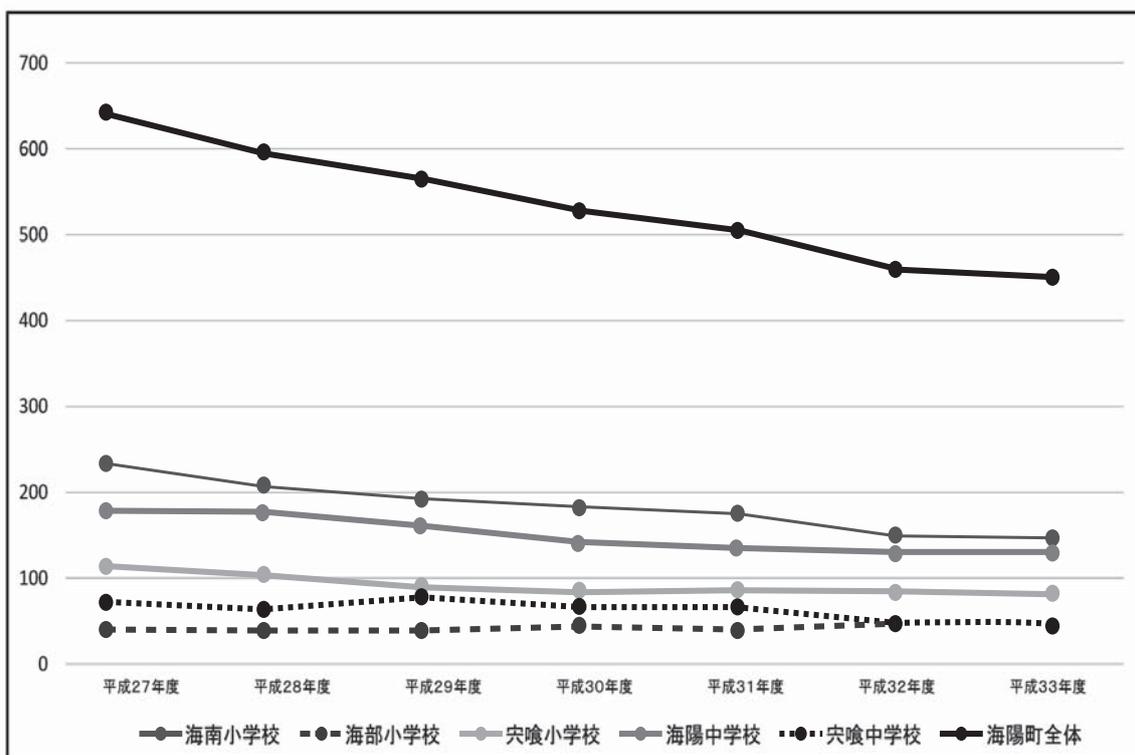
だいたい14、5歳から成人までの時期です。「客我」から「主我」が独立していく時期に当たります。一般的には、10歳くらいから自我が目覚めるとされていますが、自我を「客我」と「主我」に分けると、真に自己の確立と言える「主我」は、この時期から確立していきます。

したがって、「主我」を確立させることが、この時期の重要な課題となります。

「〇〇の自分」という表現をするならば、それは「自分らしい自分」と言うことになるでしょう。「自分らしい自分」の誕生へ向けての方向づけができて、義務教育は終了します。

児童生徒数推移グラフ

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
海南小学校	224	198	185	176	168	144	139
海部小学校	40	40	38	42	40	44	42
宍喰小学校	109	101	89	86	85	81	80
海陽中学校	173	171	155	135	130	127	129
宍喰中学校	69	62	75	67	63	45	42
海陽町全体	615	572	542	506	486	441	432



5. 海陽町教育振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）に基づく海陽町の教育振興計画策定に伴う検討を行うため、海陽町教育振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 海陽町教育振興計画案の策定に関すること。
- (2) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体の代表者およびその他教育長が必要と認めるもの。

(任期)

第5条 委員の任期は、策定委員会の目的が達成されたときまでとする。
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
5 委員長は、必要に応じて策定委員会に構成委員以外の者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月9日から施行する。
- 2 この要綱による最初の策定委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
- 3 この要綱は、策定委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

6. 海陽町第2期教育振興計画策定委員会委員名簿

番号	*	氏名	役職等
1	委員長	富田充宏	学識経験者
2	副委員長	佐藤和久	海陽町社会教育指導員
3	委員	池内正	学識経験者
4	委員	高間直也	海陽町P連代表
5	委員	北村佳之	海陽町P連代表
6	委員	小山誠	海陽町P連代表
7	委員	若井孝司	海陽町社会教育代表
8	委員	三浦良	海陽町小中学校長代表
9	委員	皆津隆一	海陽町小中学校長代表
10	委員	後藤浩代	海部高等学校長
11	委員	祖川久美子	海陽幼稚園主任
12	委員	久米厚美	宍喰保育所長

7. 海陽町第2期教育振興計画策定委員会審議経過

年月日	委員会等	審議内容
平成27年 12月9日	第1回策定委員会	役員選出、素案の作成について審議
平成28年 1月27日	第2回策定委員会	素案内容の修正協議
平成28年 3月2日	第3回策定委員会	計画案の最終取りまとめ、「海陽町第2期教育振興計画」の決定

海陽町第2期教育振興計画

- 発行 平成28年3月25日
- 編集 海陽町第2期教育振興計画策定委員会
- 発行者 海陽町教育委員会